

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年8月17日（平成28年（行情）諮問第499号）

答申日：平成28年11月10日（平成28年度（行情）答申第504号）

事件名：「弁護士懲戒についてのご通知」等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書31（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、「懲戒処分を受けた弁護士の氏名」、「弁護士の登録番号」、「弁護士の所属する事務所名及び住所」及び「弁護士懲戒処分に関する通知の訂正書の理由欄の一部」の部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月11日付け最高検企第146号により検事総長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すことを求める。

2 審査請求の理由

印影については、行政庁（弁護士会会長等）の印影であり、公印であるため、非公開とする根拠がないこと、懲戒処分を受けた弁護士に係る情報はいずれも官報で公にされているため、非公開とする根拠がないことです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は、「規則等で通知することが定められている全国の弁護士会からの弁護士に対する懲戒処分の通知書（平成27年分）」を対象としたものである。

（2）処分庁の決定

本件開示請求に対し、処分庁は、法人の印影は、公にすることにより、当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当し、懲戒処分を受けた弁護士の氏名、登録番号、事務所に関する部分は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当し、弁護士懲戒処分に関

する通知の訂正書の理由欄の不開示とした部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報（法5条1号）に該当するとして、その一部を不開示とした部分開示決定を行ったものである。

なお、本件については、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）の適用により、開示請求に係る対象文書の一部を、平成28年3月14日付けで部分開示決定した後、その他の対象文書（本件対象文書）について、平成28年5月11日付けで部分開示決定（原処分）を行ったものである。

2 諮問の要旨

審査請求人は、「印影については、行政庁（弁護士会会長等）の印影であり、公印であるため、非公開とする根拠がない」、「懲戒処分を受けた弁護士に係る情報はいずれも官報で公にされているため、非公開とする根拠がない」旨主張しているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由について

(1) 弁護士の懲戒処分通知書について

弁護士会が所属弁護士を懲戒したときには、懲戒処分が戒告である場合を除き、遅滞なく、最高裁判所、検事総長及び会規で定めるその他の官公署に対し、懲戒した旨及びその内容を通知することとなっている（日本弁護士連合会会則68条の3）。

(2) 法人の印影の不開示情報該当性について

弁護士会会長の印影については、当該弁護士会会長が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され、悪用されるなどのおそれがあり、当該弁護士会の権利その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当すると認められる。

(3) 懲戒処分を受けた弁護士の氏名、登録番号、事務所に関する部分の不開示情報該当性について

懲戒処分を受けた弁護士の氏名、登録番号、事務所名及び事務所の住所は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、特定の弁護士が懲戒処分を受けたことが公になると、当該弁護士の信用が低下し、現在及び将来の営業上の地位に不利益を与えるおそれがあり、業務停止期間経過後に、弁護士業務を再開している場合であっても、引き続き弁護士業務を行えない状態にあるとの誤解を与えるなど、当該弁護士の名誉及び社会的信用を失わせるおそれがあることから、公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当すると認められる。

また、弁護士会において、弁護士に法律事務を依頼している者又は将来依頼しようとする者に対して、懲戒処分歴の開示に関する会規を設け、懲戒処分歴について一定の要件のもと開示するという取扱いをしており、国民が弁護士に法律事務を依頼する場合に弁護士が業務停止等の処分を受けているか否かを確認する手段が確立されていることから、法5条2号ただし書の公益上の義務的開示が行われるべき事情もない。

(4) 弁護士懲戒処分に関する通知の訂正書の理由欄の不開示とした部分の不開示情報該当性について

当該不開示部分には、懲戒の効力が生じなかった理由が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報（法5条1号）に該当すると認められる。

4 結論

以上のとおり、当該対象文書の不開示とした部分については、法5条1号又は2号イに該当するため、処分庁が行った部分開示決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年8月17日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月6日 | 審議 |
| ④ 同年10月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月8日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書31である。

処分庁は、本件対象文書について、その一部が法5条1号及び2号イに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性を検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分したところ、本件対象文書（文書22を除く。）は、全国の弁護士会から送付された弁護士に対する懲戒処分の通知書であり、「弁護士会会長の印影」、「懲戒処分を受けた弁護士の氏名」、「弁護士の登録番号」、「弁護士の所属する事務所名及び住所」が不開示とされており、文書22は文書21に係る弁護士懲戒処分について懲戒の効力が生じなかったとする訂正書であり、「弁護士会会長の印影」、「懲戒処分を

受けた弁護士の氏名」，「弁護士懲戒処分に関する通知の訂正書の理由欄の一部」が不開示とされている。

(1) 諮問庁の説明の要旨

ア 弁護士会会長の印影の不開示情報該当性について

弁護士会会長の印影については，当該弁護士会会長が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており，そのような印影を公にすれば，これを偽造され，悪用されるなどのおそれがあり，当該弁護士会の権利その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当すると認められる。

イ 「懲戒処分を受けた弁護士の氏名」，「弁護士の登録番号」，「弁護士の所属する事務所名及び住所」の不開示情報該当性について

懲戒処分を受けた弁護士の氏名，登録番号，事務所名及び事務所の住所は，事業を営む個人の当該事業に関する情報であり，特定の弁護士が懲戒処分を受けたことが公になると，当該弁護士の信用が低下し，現在及び将来の営業上の地位に不利益を与えるおそれがあり，業務停止期間経過後に，弁護士業務を再開している場合であっても，引き続き弁護士業務を行えない状態にあるとの誤解を与えるなど，当該弁護士の名誉及び社会的信用を失わせるおそれがあることから，公にすることにより，当該個人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）に該当すると認められる。

また，弁護士会において，弁護士に法律事務を依頼している者又は将来依頼しようとする者に対して，懲戒処分歴の開示に関する会規を設け，懲戒処分歴について一定の要件の下開示するという取扱いをしており，国民が弁護士に法律事務を依頼する場合に弁護士が業務停止等の処分を受けているか否かを確認する手段が確立されていることから，法5条2号ただし書の公益上の義務的開示が行われるべき事情もない。

ウ 弁護士懲戒処分に関する通知の訂正書の理由欄の不開示とした部分の不開示情報該当性について

当該不開示部分には，懲戒の効力が生じなかった理由が記載されており，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがある情報（法5条1号）に該当すると認められる。

(2) 検討

ア 弁護士会会長の印影の不開示情報該当性について

標記の印影については，当該弁護士会会長が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており，そのような印影を公にすれば，これを偽造され悪用されるなどして，当該弁護士会

の権利その他正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、標記の不開示部分については、法5条2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

イ 「懲戒処分を受けた弁護士の氏名」、「弁護士の登録番号」、「弁護士の所属する事務所名及び住所」の不開示情報該当性について（文書21及び文書22を除く。）

（ア）諮問庁は、標記の不開示部分について、これらを公にすると、特定の弁護士が懲戒処分を受けたことが公になり、当該弁護士の信用が低下し、現在及び将来の営業上の地位に不利益を与えるおそれがあり、業務停止期間経過後に、弁護士業務を再開している場合であっても、引き続き弁護士業務を行えない状態にあるとの誤解を与えるなど、当該弁護士の名誉及び社会的信用を失わせるおそれがある旨説明するが、審査請求人は、標記の不開示部分について、官報に掲載されている情報であるとして、開示すべきであると主張している。

（イ）そこで、当審査会において諮問庁から官報の提示を受けて確認したところ、標記の不開示部分の情報は、官報に掲載されていると認められる。

（ウ）したがって、標記の不開示部分については、これらを公にしても、当該懲戒処分を受けた弁護士又はその所属する弁護士法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 「懲戒処分を受けた弁護士の氏名」（文書21及び文書22の関係）、「弁護士の登録番号」（文書21の関係）、「弁護士の所属する事務所名及び住所」（文書21の関係）の不開示情報該当性について

（ア）当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、文書21及び文書22に記載された標記の不開示部分の情報は、いったんは文書21に係る弁護士に対する懲戒処分の通知が処分庁に送付されたものの、懲戒の効力が生じなかったとして、文書22によりその訂正がなされたものであるとのことであるが、他方、諮問庁から提示を受けた官報には、標記の不開示部分の情報は掲載されていないことが認められる。

しかし、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該弁護士が所属していた弁護士会において、平成27年に当該弁護士に対する懲戒処分が決定された後、同弁護士会において標記の不開示部分を含む内容の報道発表がなされ、その事実は既に公にされているとのことであるから、官報に標記の不開示部分の情報が掲

載されていなかったとはいえ、当該情報は既に公にされているもの
ということができる。

(イ) したがって、文書 2 1 及び文書 2 2 に記載された標記の不開示部
分については、これらを公にしても、懲戒処分を受けた当該弁護士
の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは
認められないから、法 5 条 2 号イに該当せず、開示すべきである。

エ 弁護士懲戒処分に関する通知の訂正書の理由欄の不開示とした部分
の不開示情報該当性について（文書 2 2 の関係）

(ア) 諮問庁は、標記の不開示部分には、懲戒の効力が生じなかった理
由が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識
別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利
益を害するおそれがある情報（法 5 条 1 号本文後段）に該当する旨
説明している。

(イ) しかし、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、
標記の不開示部分を含む内容については、通知を発出した弁護士会
により、既に報道発表がなされているとのことであり、したがって、
これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれ
がある情報とは認められないから、法 5 条 1 号に該当せず、開示す
べきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するも
のではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号及び 2 号
イに該当するとして不開示とした決定については、「弁護士会会長の印影」
の部分は、同号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当
であるが、「懲戒処分を受けた弁護士の氏名」、「弁護士の登録番号」、
「弁護士の所属する事務所名及び住所」及び「弁護士懲戒処分に関する通
知の訂正書の理由欄の一部」の部分は、同条 1 号及び 2 号イに該当せず、
開示すべきであると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

- 文書 1 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 1 月 26 日付け，二弁平成 26 年会特定 A 号）
- 文書 2 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 3 月 17 日付け，二弁平成 26 年会特定 B 号）
- 文書 3 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 4 月 28 日付け，二弁平成 27 年会特定 C 号）
- 文書 4 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 5 月 19 日付け，二弁平成 27 年会特定 D 号）
- 文書 5 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 5 月 20 日付け，二弁平成 27 年会特定 E 号）
- 文書 6 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 5 月 20 日付け，二弁平成 27 年会特定 F 号）
- 文書 7 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 6 月 4 日付け，二弁平成 27 年会特定 G 号）
- 文書 8 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 7 月 15 日付け，二弁平成 27 年会特定 H 号）
- 文書 9 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 7 月 16 日付け，二弁平成 27 年会特定 I 号）
- 文書 10 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 7 月 22 日付け，二弁平成 27 年会特定 J 号）
- 文書 11 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 11 月 11 日付け，二弁平成 27 年会特定 K 号）
- 文書 12 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 11 月 13 日付け，二弁平成 27 年会特定 L 号）
- 文書 13 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 12 月 3 日付け，二弁平成 27 年会特定 M 号）
- 文書 14 弁護士懲戒処分について（通知）（平成 27 年 2 月 9 日付け）
- 文書 15 弁護士懲戒についてのご通知（平成 27 年 7 月 2 日付け，栃弁発特定番号）
- 文書 16 弁護士の懲戒について（通知）（平成 27 年 3 月 10 日付け）
- 文書 17 当会会員に係る懲戒処分について（通知）（平成 27 年 9 月 15 日付け）
- 文書 18 弁護士懲戒処分について（通知）（平成 27 年 8 月 3 日付け）
- 文書 19 当会所属会員の懲戒処分について（平成 27 年 6 月 30 日付け，兵弁総 27 発特定 A 号）
- 文書 20 当会所属会員の懲戒処分について（平成 27 年 10 月 28 日付け，

兵弁総 2 7 発特定 B 号)

- 文書 2 1 弁護士懲戒処分について（通知）（平成 2 7 年 9 月 1 日付け）
- 文書 2 2 弁護士懲戒処分に関する通知の訂正書（平成 2 8 年 3 月 7 日付け）
- 文書 2 3 弁護士の懲戒処分について（通知）（平成 2 7 年 3 月 9 日付け）
- 文書 2 4 弁護士の懲戒処分について（通知）（平成 2 7 年 5 月 2 8 日付け）
- 文書 2 5 弁護士の懲戒処分について（通知）（平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日付け）
- 文書 2 6 弁護士の懲戒について（通知）（平成 2 7 年 6 月 2 6 日付け）
- 文書 2 7 弁護士懲戒処分について（通知）（平成 2 7 年 4 月 3 0 日付け）
- 文書 2 8 弁護士懲戒処分について（通知）（平成 2 7 年 1 1 月 4 日付け）
- 文書 2 9 弁護士懲戒処分についてのご通知（平成 2 7 年 3 月 2 3 日付け）
- 文書 3 0 弁護士懲戒処分についてのご通知（平成 2 7 年 5 月 2 1 日付け）
- 文書 3 1 弁護士懲戒についてのご通知（平成 2 7 年 8 月 7 日付け）